

## 2020年基準改定における年齢階級別指数の見直しについて（案）

## 1 見直しの背景・概要

消費者物価指数においては、家計調査における消費支出（二人以上世帯）の分類に基づき、基本分類指数や財・サービス分類指数のほか、世帯主の年齢などによる世帯の消費構造の違いを踏えた世帯属性別指数を以下のとおり公表している。

[2015年基準]

- ・ 世帯主の年齢階級別指数（10大費目、年齢階級区分は10歳階級別6区分※、年次）  
※29歳以下、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60～69歳、70歳以上
- ・ 世帯主60歳以上の無職世帯指数（中分類、月次）
- ・ 世帯主65歳以上の無職世帯指数（中分類、月次）

前回物価指数研究会（第16回）における意見を踏まえ、世帯主60歳以上の世帯について、「世帯主の年齢5歳階級別」及び「無職世帯と勤労者世帯」の観点から追加的に分析を行い、その結果を踏まえ、以下のとおり公表系列の見直しを行うこととしたい。

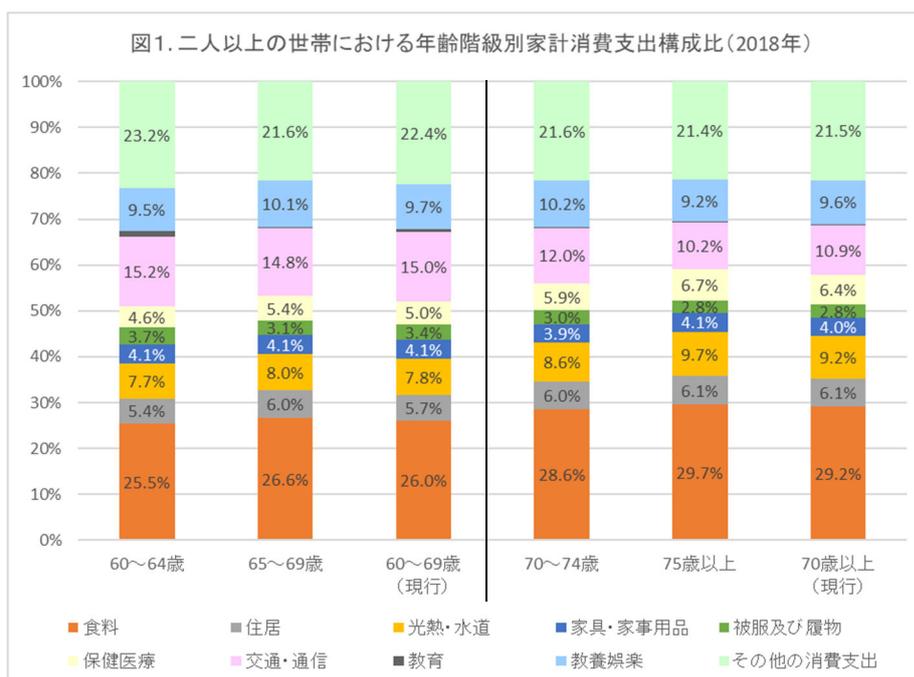
[2020年基準（今回案）]（下線が前回案との変更点）

- ・ 世帯主の年齢階級別指数（10大費目、年次）の年齢区分に「65歳以上」及び「65歳以上の無職世帯」の区分を新たに追加
- ・ 世帯主の60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数（中分類、月次）の公表を行わない

## 2 世帯主の年齢5歳階級別の分析結果

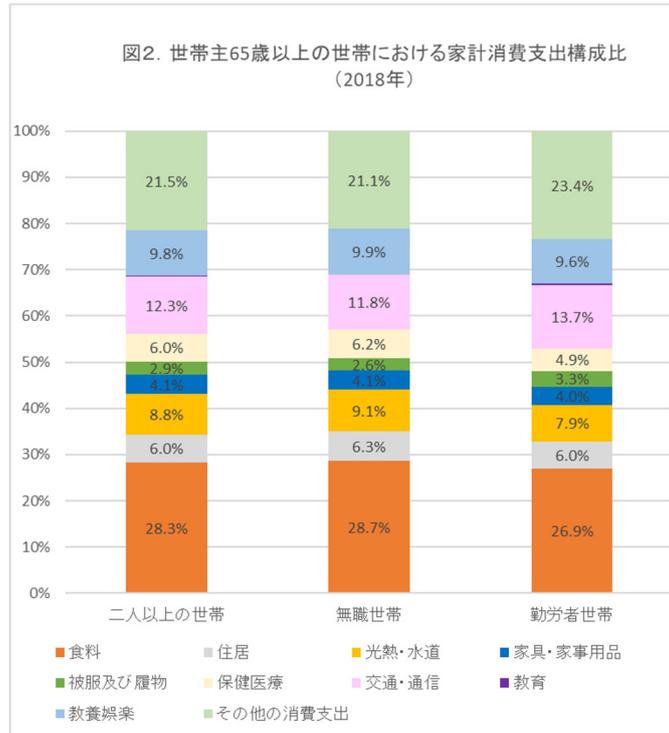
家計調査結果データ（2018年平均値）から、二人以上世帯における世帯主の年齢5歳階級別消費支出の構成比をみると、「60～69歳（現行）」と「60～64歳」及び「65～69歳」間にあまり大きな差は見られない。また、「70歳以上（現行）」と「70～74歳」及び「75歳以上」間も、あまり大きな差は見られない。

したがって、これら5歳階級別の指数を新たに作成したとしても、現行指数と同様な動きになると考えられる。（図1）。



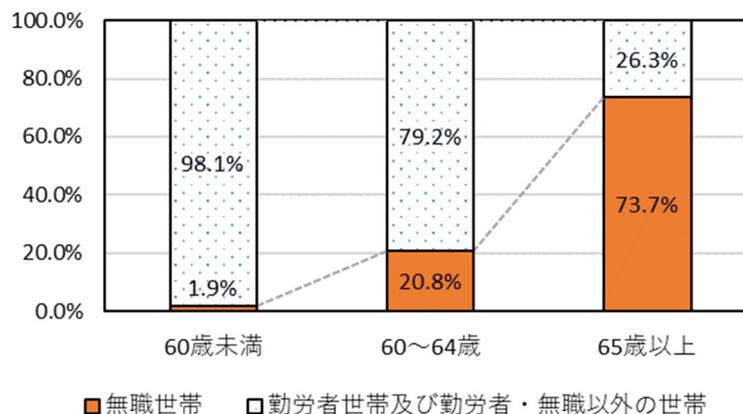
### 3 無職世帯と勤労者世帯の分析結果

家計調査結果データ（2018 年平均値）から、二人以上の世帯のうち、世帯主 65 歳以上の無職世帯及び勤労者世帯における消費支出の構成比をみると、あまり大きな差は見られない。したがって、無職世帯と勤労者世帯を区別した指数を作成したとしても、同様な動きになると考えられる。（図 2）。



また、家計調査結果データ（2018 年平均値）から世帯主の年齢階級別集計世帯数の構成比をみると、二人以上の世帯のうち、「65 歳以上」では「無職世帯」の割合が 7 割を占めるようになる。このことから、現時点において、無職世帯の指数は、無職に限定しない指数でも概ね代用できると考えられる。（図 3）

図 3. 世帯主の年齢階級別集計世帯数の構成比 (2018年)



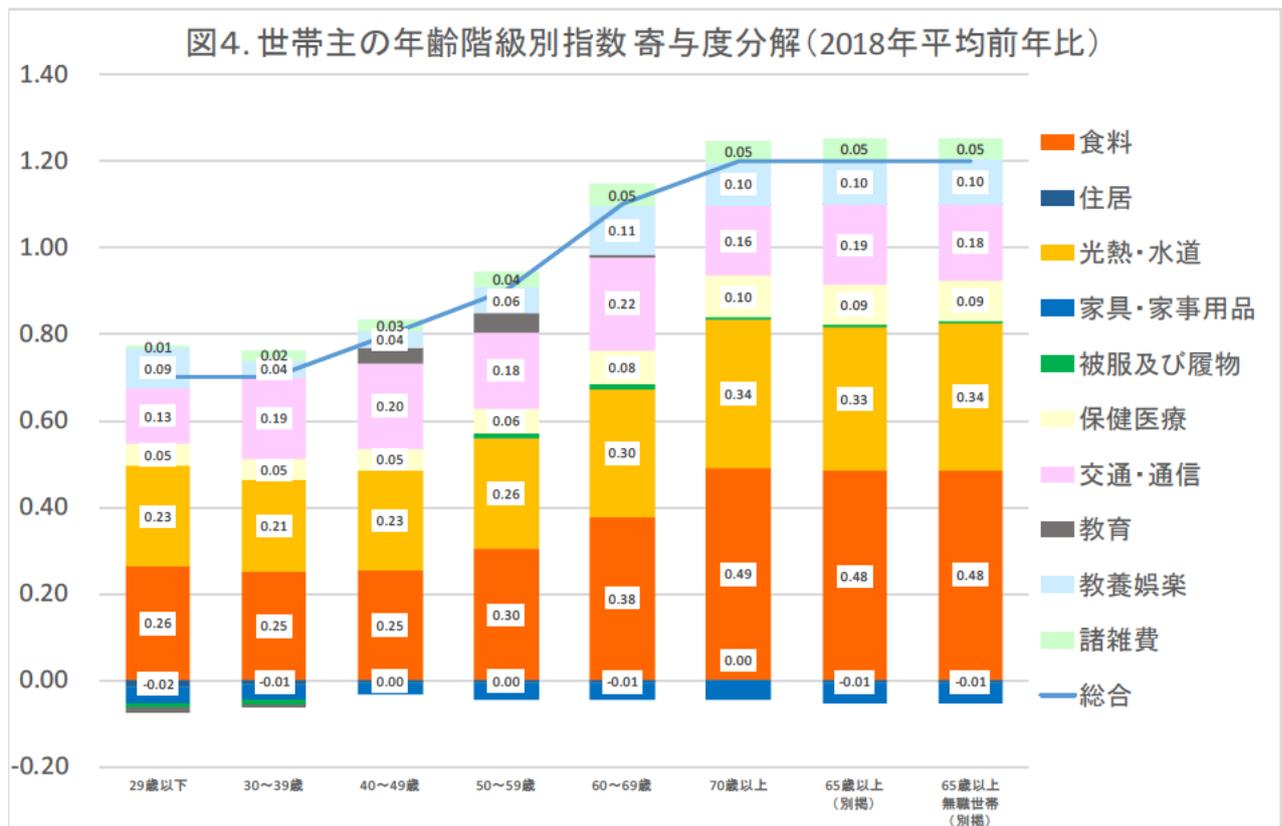
※「勤労者・無職以外の世帯」とは、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯など、「無職世帯」及び「勤労者世帯」以下の世帯をいう。

#### 4 2020年基準における取扱い

前回物価指数研究会（第16回）で示したとおり、世帯主の年齢階級別指数に関する主要系列（10大費目、年次）において、①65歳以上の指数を新たに別掲として追加する。（図4）

また、65歳以上の層において、現時点では無職世帯と勤労者世帯の消費支出に大きな差はみられないものの、今後、就業状況の変化が予想されることから、その内訳として、②65歳以上無職世帯の指数を別掲として追加する。（図4）

これに伴い、統計表の体系整理の観点から、世帯主60歳以上及び65歳以上の無職世帯指数（中分類、月次）を世帯主の年齢階級別指数に統合の上、廃止することとしたい。



注) ウェイトに2018年家計調査データ、65歳以上の指数に無職世帯の指数を代用して試算

#### 参考1：公的年金の支給開始年齢

国民年金（基礎年金）：65歳

厚生年金：定額部分は65歳、報酬比例部分は段階的に65歳に引き上げ（男性：2025年まで、女性：2030年まで）

#### 参考2：公務員や民間企業における定年年齢引き上げ等

国家公務員の定年を2030年度に65歳とする国家公務員法などの改正案が閣議決定（令和2年3月13日）

70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法などの改正法が成立（令和2年3月31日）、令和3年4月より施行